

静岡県告示第787号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する田子の浦港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年12月19日

田子の浦港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
係留施設	依田橋船揚場	富士市依田橋774番	幅 4.5m 水深 -1.5m 主要用材 コンクリート、鋼矢板 延長30m 面積 135m ²
護岸	依田橋南護岸	富士市依田橋772番	構造形式 自立鋼矢板式 延長 52.6m 天端高 +2.5m 主要用材 コンクリート、土砂

2 供用開始日

令和7年12月19日